

香川労働局発表
令和7年10月15日

担
当

香川労働局労働基準部
監督課長 小林 知己
主任地方労働基準監察監督官 杉本 英司
(電話) 087-811-8918
(夜間) 087-811-8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月の「過労死等防止啓発月間」に過労死等^(注)をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

この月間中、香川労働局（局長 友住 弘一郎^{ともずみ こういちろう}）や県下5つの労働基準監督署では、周知・啓発や過重労働や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導を実施します。

(注) 「過労死等」とは…①業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡
②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

【「過労死等防止啓発月間」の取組概要】

1 周知・啓発

① 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（資料1参照）

過労死等について国民への啓発を行うため、47都道府県48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催します（厚生労働省委託事業。無料でどなたでも参加できます。）。

香川会場では、過労死ゼロを目指し、有識者や企業、過労死をされた方のご遺族にご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策等についてご講演いただきます。

○ 実施日時 : 11月4日（火）14:00から16:30（受付13:30から）

○ 開催場所 : かがわ国際会議場（高松シンボルタワー タワー棟6階）

○ 内 容 : 企業からの取り組み事例発表、基調講演、過労死遺族の声など

※[過労死等防止対策推進シンポジウムに関する特設サイト]

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

② ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発を実施します（資料2参照）

国民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン

① 経営者団体、労働組合等に対して要請します

県下の主要な経営者団体、労働組合等に対し傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等に向けた取組が実施されるよう、香川労働局長による文書要請を行います。

② 香川労働局長による「ベストプラクティス企業」への職場訪問を実施します

香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します。

③ 重点的な監督指導を実施します

各労働基準監督署において、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

④ 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

11月1日（土）から11月7日（金）（11月2日（日）、11月3日（月・祝）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、香川労働局・各労働基準監督署の相談窓口において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、11月1日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル（無料）」を設置し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、労働基準監督官が相談に対応します（四国ブロックは香川労働局で実施）。

「過重労働解消相談ダイヤル（無料）」

○ 受付日時： 令和7年11月1日（土）9:00 から 17:00

○ フリーダイヤル： 0120 - 794 - 713

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、過重労働相談受付集中期間を含め、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

イ 労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

【フリーダイヤル】 0120-811-610

【相談受付時間】 月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

【URL】 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します（資料3参照）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月に、オンライン開催等により「過重労働解消のためのセミナー」（厚生労働省委託事業）を実施します（無料でどなたでも参加できます。）。

【セミナー専用ホームページ】 <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kaiyu-kaishou/schedule.html>

※ [過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

記者の皆様へ

上記「過労死等防止啓発月間」の取組概要のうち、

1-① 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

2-① 経営者団体、労働組合等に対して要請します

2-② 香川労働局長による「ベストプラクティス企業」への職場訪問を実施します

2-④ 過重労働解消相談ダイヤル

については、取材可です。2-①、2-②、2-④は詳細が決まりましたら、別途プレスリリースいたします。取材についてのお問い合わせは、監督課（087-811-8918）までお願いします。